

「熱中症予防月間」における熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので、ご連絡します。

事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 2 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について」（令和 2 年 5 月 27 日付け 2 教参学第 1 号）により周知しているところですが、政府においては、7 月 1 日から 8 月 31 日を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、気温が特に上昇する 7 月及び 8 月においては児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要があります。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止することができます。関係の皆様においては、登下校中も

含めて、必要に応じて水分を補給できるよう水筒を持参させるなど、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、身体の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について啓発パンフレット、DVD、児童生徒等への指導教材や教室や廊下などの掲示に使用できる教材カードなどを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル 2018」や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」等の熱中症対策普及啓発資料を提供しているほか、熱中症の予防に有効な暑さ指数（WBGT）のメール配信なども行っています。各学校等におかれては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体育を除く学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じ得ることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられますが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、できるだけ身体的距離を保つこと、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命にかかわる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させるようお願いします。

また、児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導をお願いします。登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう御対応ください。なお、具体的な取扱いについては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16Ver.2）（参考）等で示している内容を御参照願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト (<https://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2018」 (平成 30 年 3 月改訂 環境省)
(https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

○文部科学省

- ・令和 2 年 5 月 21 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
(https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2020.6.16Ver.2)
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成 31 年 3 月改訂)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」 (パンフレット)
(平成 31 年 3 月)
- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」 (DVD) (平成 31 年 3 月)
- ・「学校屋外プールにおける熱中症対策」 (パンフレット) (平成 31 年 3 月)
- ・「熱中症対応フロー」 (ポスター) (平成 31 年 3 月)
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書 (平成 26 年 3 月)
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx)
- ・教材カード
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx)

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail: anzen@mext.go.jp